

【正誤表】

『平成27年版 図解法人税』の掲載内容に下記の誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

訂正箇所	正	誤
<p>67ページ下段 平成27年度税制 改正前後の受取 配当等の益金不 算入制度のイメ ージ図【改正後】</p>	<p>3分の1超100%未満 (関連法人株式会社等)</p> <p>100%益金不算入</p> <p>負債利 子控除</p>	<p>3分の1超100%未満 (関連法人株式会社等)</p> <p>100%益金不算入</p> <p>負債利 子控除</p>
<p>694ページ (2) 所有期間対 応分の計算</p>	<p>公社債の利子等については、その元本の所有期間に対応する税額だけが控除されます(注)。この元本を所有していた期間に対応する部分の金額の計算方法には、原則的な方法と簡便法の二つがあり、その内容は次のとおりです。</p> <p><u>(注) 平成28年1月1日以後に支払を受ける次の利子及び配当等につき課される所得税については、所有期間によるあん分が廃止され、その全額を控除することとされました(令140の2、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成25年5月31日政令第166号)附則①②)。</u></p> <p><u>1 公社債の利子</u></p> <p><u>2 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配</u></p> <p><u>3 公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の収益の分配</u></p> <p><u>4 公社債投資信託の収益の分配</u></p> <p><u>5 公募公社債等運用投資信託の収益の分配</u></p>	<p>公社債の利子等については、その元本の所有期間に対応する税額だけが控除されます。この元本を所有していた期間に対応する部分の金額の計算方法には、原則的な方法と簡便法の二つがあり、その内容は次のとおりです。</p>

※ アンダーライン部分が訂正箇所です。